

新型コロナウイルス感染症生活支援事業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保健所から自宅待機を要請された下記の支援対象者に対して支援を行います。感染予防のための消毒液等の配布及び食料品や日用品の買い物代行などの支援を行います。

【支援対象者】

保健所から感染者・濃厚接触者と認められ、自宅待機を要請された村民及びその同一世帯のご家族であって、親族等によるサポートを受けることができない方。

【支援内容】

- ① 感染予防のための消毒液等の配布
- ② 買い物支援（食料品及び自宅待機期間中に不足する日用品の調達支援）
- ③ その他

【実施期間】

令和３年４月１日から当面の間

【受付時間及び配達】

- ① 受付時間月～金 午前９時００分から午後３時００分
（※但し、昼食時間（お昼１２時から午後１時及び祝日は除く）
- ② 配達は、翌日になります。
（※ただし、金曜・祝祭日前日の午前中受付分に関しては、当日配達します。）

【支援期間】

保健所から自宅待機の要請を求められた期間

【お問合せ】

新型コロナウイルス感染症生活支援に関する相談窓口
宜野座村役場健康福祉課
電話番号 ０９８-９６８-３２５３